

Q-5

令第120条に規定する直通階段が1箇所のみ建物において、その階段が屋外階段であっても、階段の取り替えは大規模修繕に該当しますか。

A-5

該当します。

法第2条第1項第五号に規定する「主要構造部」の定義において「構造上」は構造耐力上の意味だけではなく、用途上、用法上、防火上の意味も含むため、質問の階段は「主要構造部」に該当します。